

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

■地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 40 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 14 条）。

■主な修正事項

1 地震災害対策計画編修正事項

○ 東日本大震災を踏まえた今後の対応の追加

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところであり、これを受けて愛知県地域防災計画についても見直し・修正をしていかなければならないが、今回の地震は国内観測史上最大の規模であることから、今後、専門家の意見も踏まえた地震の検証を行ったうえで、必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていく旨の記載を追加する。

【修正箇所】

- 地震編第 1 編第 1 章に「第 5 節 東日本大震災を踏まえた今後の対応」として追加

【新旧対照表】

地震編 P1、2

| 現行（平成 22 年 5 月修正） | 改 正 案 |
|-------------------|---|
| (追加) | <p>第 5 節 東日本大震災を踏まえた今後の対応</p> <p><u>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。</u></p> <p><u>今回の地震は、近い将来東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されている愛知県においても、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。</u></p> <p><u>今後、専門家の意見も踏まえながらこの地震の検証を行い、愛知県における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を速やかに行い、その後新たな被害予測が出された際には、これを踏まえた抜本的な修正を行っていくものとする。</u></p> <p><u>また、市町村に対しても、国や県の動向を踏まえつつ、地域の実情にあわせた市町村地域防災計画の見直しを行うよう働きかけていくものとする。</u></p> |

2 風水害等災害対策計画編・地震災害対策計画編 共通修正事項

(1) 東海地震に関連する情報の名称変更に伴う修正

気象庁が発表する東海地震に関連する情報のうち、「東海地震観測情報」の情報名称について、平成23年3月24日から「東海地震に関連する調査情報」に変更されたことを反映させ、修正する。

【修正箇所】

- ・ 風水害等編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置（※1）」において修正
- ・ 地震編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置（※1）」、第5編第1章第2節1「情報の種類」の表中「東海地震観測情報（※2）」の項などにおいて修正

【新旧対照表】

風水害等編 P7 地震編 P10、11、27 など

(※1) 風水害等編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」

地震編第3編第1章第1節1「県（防災局）における措置」

| 現行（平成22年5月修正） | | 改 正 案 | |
|-----------------------------|--|-----------------------------|---|
| (6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制) | | (6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制) | |
| 区分 | 参集基準 | 区分 | 参集基準 |
| 第2非常配備 | ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき | 第2非常配備 | ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき |

(※2) 地震編第5編第1章第2節1「情報の種類」

| 現行（平成22年5月修正） | | 改 正 案 | |
|---------------|---|---------------|--|
| 種類 | 内容等 | 種類 | 内容等 |
| 東海地震観測情報 | 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。 | 東海地震に関連する調査情報 | 臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 |
| | | | 定例 毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。 |

(2) 応急用食料としての米穀の調達・供給に係る業務の見直しに伴う修正

政府所有米穀の保管から運送、販売等に至る一連の業務について、業務のスリム化、効率化を図るため、平成 22 年 10 月以降、包括的に民間事業者へ委託することとしたことに伴い、応急用食料としての米穀の調達・供給に係る業務を農林水産省本省で行うこと等を反映させ、修正する。

【修正箇所】

- ・ 風水害等編第 3 編第 10 章第 2 節 5 「米穀の原料調達」において修正
- ・ 地震編第 3 編第 11 章第 2 節 5 「米穀の原料調達」において修正

【新旧対照表】

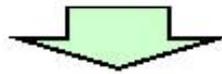
風水害等編 P18、19 地震編 P15、16

| 現行（平成 22 年 5 月修正） | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- ①依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- ②協議、依頼 --> C[東海農政局長（食糧部長）] C -- ③要請 --> D[米穀届出事業者] C -- ③指示 --> E[政府（指定）倉庫] D -- ④引渡し --> F[市町村長（炊き出しの実施）] E -- ④引渡し --> F </pre> <p>（注：東海農政局長は「在庫の把握、引渡し決定」を行う。また、愛知県知事と東海農政局長の間には「連絡・調整」の双方向の矢印がある。）</p> | <p>炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順</p> <pre> graph TD A[市町村長（炊き出し必要量の把握）] -- ①依頼 --> B[愛知県知事（農林水産部食育推進課） （必要量の決定）] B -- ②供給要請 --> C[農林水産省（在庫の把握、引渡し決定）] C -- ③指示 --> D[政府米の受託事業者] D -- ④引渡し --> E[市町村長（炊き出しの実施）] </pre> <p>（注：愛知県知事と農林水産省の間には「連絡・調整」の双方向の矢印がある。）</p> |

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした 地震・津波対策に関する専門調査会」 の設置について

1. 趣旨

今般の東北地方太平洋沖地震による地震・津波の発生、被害の状況について、早急に分析の上、今後の対策を検討する必要



2. 検討課題

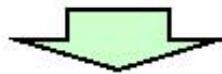
(1) 今回の地震・津波被害の把握・分析

- ① 今回の地震・津波の発生メカニズムの分析
- ② 今回の地震に伴う揺れや津波による被害の把握・分析

(2) 今後の地震動推定・被害想定のあるり方

- ① 地震動推定における規模および対象範囲の考え方
- ② 被害想定手法の点検、見直し

(3) 今後の地震・津波対策の方向性



3. 政策への反映

(1) 防災基本計画の見直し方針

- ・例: 「津波対策」に関する記載の充実

(2) 海溝型大規模地震の検討方針

- ・例: 東海地震、東南海地震、南海地震の連動発生